

【アメリカ】 財政均衡憲法修正案否決

2011年8月に成立した予算コントロール法(P.L.112-25、本誌249-1号、2011.10, pp.2-3参照)は、2011年12月31日までに連邦議会の両院が連邦憲法に財政均衡条項を盛り込む憲法修正案を本会議の採決に付さなければならないと規定していた。上院には、共和党の修正案(S.J.Res.10)と民主党の修正案(S.J.Res.24)が提出されていたが、12月14日にいずれも否決された。共和党案は、各議院の投票の3分の2の多数で財政赤字の特例を承認しない限り単年度で歳入と歳出を均衡させなければならないことや増税法案の可決には各議院の3分の2の賛成を必要とすること、連邦政府の支出にGDPの18%の上限を設ける条項が盛り込まれていた。民主党案には、財政赤字の際の富裕層減税の禁止や社会保障費を収支計算から除外する条項が含まれていた。下院の修正案(H.J.Res.2)は、11月18日に否決された。下院案は、各議院の5分の3の多数で可決する場合を除き、単年度と歳入と歳出は均衡させなければならないとする内容であった。(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 2012年度情報機関授権法成立

2012年度情報機関授権法が、2012年1月3日大統領の署名を経て成立した(P.L.112-87)。授権額については機密扱いであるが、2011年度の情報機関の予算総額とされている786億ドルから10億ドル以上削減された模様である。法律には、グアンタナモ基地からの収容者の移送に関する行政監視を強化する条項が盛り込まれた。また、オサマ・ビンラディン容疑者殺害については、CIA長官が他の情報機関と協議の上、その殺害に関する任務を記録するために連邦議会に機密の報告書を提出しなければならないこと、国際的なテロ活動や米国籍のテロリスト等について、情報機関による戦略的な見直しや包括的な分析を実施すること、国家情報長官が核拡散に関する評価をする際の権限の拡大や人事管理権限の拡大等、情報機関が特定の業者等から情報技術機器等を調達できなくなる危険を回避するための調達権限の拡大も規定された。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 給与税減税暫定延長法成立

給与税(日本の社会保険料等に相当)は、2010年12月に成立した減税・失業保険再授権・雇用創出法(P.L.111-312)により2011年末までの期限付きで6.2%から4.2%に減税された。給与税減税はオバマ大統領の重視する雇用対策の一環で、その延長を巡って大統領と議会共和党の対立が続いていたが、2011年12月23日に、2012年2月29日までの2か月のみの暫定延長法(P.L.112-78)が成立した。減税の対象者は1億6千万人に及び、減税が延長されないと1人当たり年間約千ドルの増税となることから、大きな政治課題となっていた。同法には、長期失業者に対する失業給付の2か月延長や高齢者向け医療保険のメディケアの支払の一時的拡大条項も含まれた。給与税減税を2012年末まで延長する法案(H.R.3630)は、2012年1月現在両院協議会での審議が続いている。大統領は、2012年末までの中間層向け給与税減税の延長を連邦議会に強く求めている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【EU】排出量取引制度に航空分野を含める指令は有効:EU 司法裁判所

欧州連合（EU）は、排出量取引指令 2003/87/EC を改正して航空分野の活動もこの制度の対象とすることを規定した改正指令 2008/101/EC により、加盟国に、2012年1月1日から第三国を含むすべての国の航空会社の域内空港発着便に同制度を適用することを義務付けた。米国やカナダの航空運輸協会及び複数の航空会社は、同指令を国内法で実施した英国政府を被告としてその措置の有効性について英国の高等法院に提訴し、同改正 EU 指令が燃料消費について課税し、EU 管轄権を超えて同制度を適用しようとすることは、シカゴ条約、京都議定書、EU・米国間航空協定等に違反すると主張した。高等法院は、その審理に際し、2010年7月、EU 司法裁判所に対して、同改正 EU 指令がそれら国際法のルールにかんがみて合法であるか否かの先決裁定を求めた。これに対して、2011年12月21日、EU 司法裁判所大法廷は、同指令が有効であるとの裁定を下した（C-366/10）。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】売買に係る裁判外紛争解決手続法規案

2010年の欧州連合（EU）における消費者の5分の1が商品やサービスを購入するに際し何らかの問題に遭遇し、これらによる消費者の損害額は、EUのGDPの0.4%に相当するという。現在、EU法で裁判外紛争解決手続が適用できるとしているのは、特定の業界に限られている。欧州委員会は、2011年11月29日、EU単一市場での商品やサービスの売買について、その業界や場所を問わず、迅速な裁判外紛争解決手続をとることができる指令と規則を提案した。指令案は、一定の資格を満たす仲介者の提案に基づいて90日以内に解決するもので、当事者交渉は排除し、調停及び消費者苦情委員会による仲裁の手続等を内容としている（COM (2011)793 final）。他方の規則案は、同様な手続をすべてオンライン上で行うもので、EU域内どこでも単一の仕組みで行い、30日以内に解決するというものである（COM(2011)794 final）。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】ハンガリーに対する義務不履行手続の開始

ハンガリーでは、2011年4月の基本法の制定（本誌「立法情報」参照）に伴う主要法律の整備が進められてきた。EU法の適用を監視する任務を有する欧州委員会は、既にこれらの法律の制定過程において、EU法との適合性を調査し、懸念を表明していたが、2012年1月17日、EUの機能に関する条約（TFEU）第258条に基づく義務不履行手続を開始した。欧州委員会は、基本法及び主要法律に係る次の事項が問題であるとする。①ハンガリー国立中央銀行への政府の関与強化等が、加盟国の国立中央銀行の独立性を保障するTFEU等の規定に違反する。②裁判官及び検察官の退職年齢を引き下げることが、雇用上の年齢差別を禁止するEU指令に違反する。③国家データ保護庁を新設し、首相・大統領が情報管理官を任意に罷免できるとすることが、個人情報保護に関して、TFEU、EU基本権憲章等に違反する。ハンガリーが1月以内に適切な対応をしない場合は、欧州委員会は、問題を欧州司法裁判所に付託することができる。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【EU】市民保護メカニズム改正の提案

欧州連合（EU）では、域内・域外で起こる自然災害、テロ、人為的災害等の重大な事態における市民保護のための EU 加盟国を中心とする協力の促進を目的として、2001 年 10 月の理事会決定により市民保護メカニズムを設置した（本誌 248-1 号参照）。その後の災害発生状況の変化に対応して、欧州委員会は、同メカニズム強化のため、2010 年 10 月の政策文書の発表に続いて、2011 年 12 月 20 日、「連合の市民保護メカニズムに関する欧州議会及び理事会決定案」を欧州議会及び理事会に提案した（COM (2011) 934）。この法規提案は、同メカニズムに関する既存の主要な 2 つの法規を 1 本化するもので、新たに、自然及び人為的危険の予測の強化、EU の共同行動のための加盟国による自主的な資源（人員、装備）の蓄積、緊急事態対応センター（ERC）の設置、災害対応の活動に関する計画策定における協力の促進等が盛り込まれている。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【イギリス】2011 年テロ防止調査措置法の制定

労働党政権時代に制定された 2005 年テロ防止法（2005 年法律第 2 号、以下「2005 年法」という。）には、欧州人権条約第 5 条（人身の自由）の適用除外の指定をすることによりテロリスト被疑者に対して 24 時間の外出禁止を命じる等個人の自由に大幅な制約を課すことのできる管理命令の制度があり（本誌 226 号参照）、現在の自民・保守連立政権の政権綱領では管理命令の制度を速やかに見直すこととしていた。2011 年 12 月 14 日に制定された 2011 年テロ防止調査措置法（2011 年法律第 23 号）の趣旨は、2005 年法を廃止し、これに代えてテロ活動から公衆を保護する制度として新たにテロ防止調査措置を導入することにある。措置の内容は、テロリスト被疑者に対し、所定の場所における夜間の滞在を求め、警察署への報告を毎日求めること、特定の場所又は地域から退去させること、特定他者への連絡を禁止すること、海外渡航を禁止すること等である。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】2011 年慈善法の制定

イギリスでは、法令の実質的な制定改廃を伴わずに既存法令を整理統合することがある。2011 年 12 月 14 日に制定された 2011 年慈善法（2011 年法律第 25 号。以下「法」）は、1958 年余暇活動振興公益信託法（1958 年法律第 17 号）、1993 年慈善法（1993 年法律第 10 号）、2006 年慈善法（2006 年法律第 50 号）の一部等、慈善関係の既存法令を統合するものである。かねて慈善関係の法令は、細分化され、関係規定の把握が困難であるとの批判を受けてきた。法は、独立機関の法律委員会が慈善事業監督委員会（Charity Commission、以下「委員会」）の協力を得て内閣府市民社会室と共同して立案した。本則 358 か条は、「慈善」及び「慈善目的」の意義、委員会及び慈善事業財産公的保管受託者、慈善団体の登録及び名称、慈善関係情報に関する委員会の権限、裁判所及び委員会による慈善団体の支援及び監督等、慈善活動用地、慈善団体の会計及び報告等、19 章に分かれ、11 の附則を伴う。法は、2012 年 3 月から施行される。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】 少年犯罪者に対する職業訓練

増加する未成年（18歳未満）の犯罪者の社会復帰支援を目的として、少年犯罪者に対する市民役務の導入のための2011年12月26日の法律第2011-1940号が制定された。同法により、検事は、5年以下の拘禁等に処す軽微な犯罪を犯し、これを認めた16歳以上の未成年者に対し、起訴の代わりに職業訓練の受講を提案できることとなった（提案拒否の場合は、公訴が提起される）。訓練は、受講者に兵役に準じる身分を与え、社会参入のための職業訓練を施す参入支援志願兵役契約（*contrat de volontariat pour l'insertion*）の一種である国防参入公施設法人内役務契約（*contrat de service en établissement public d'insertion de la défense*）に基づく。訓練は、若年者の就労支援を行う国防参入公施設法人（*établissement public d'insertion de la défense : EPIDE*）の訓練センターで、企業や行政機関の協力の下、6か月以上12か月以下で実施される。受講者は、希望により総訓練期間が24か月を超えない範囲で訓練を延長できる。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 植物新品種の育成者権制度の改革

植物新品種登録証明書（*certificat d'obtention végétale : COV*）は、植物の新品種を育成した者の権利である育成者権（*droit d'obtenteur*）を証明する。COVに係る国内法制度は、「植物の新品種の保護に関する国際条約」に基づく。しかし、この制度には、1991年に実施されたこの条約の最終改正の内容を反映していない部分があった。そこで、これを改善するために、植物新品種登録証明書に関する2011年12月8日の法律第2011-1843号が制定された。育成者権は、保護される新品種の生産、再生産、再生産のための調整、販売の申し出、販売、輸出、輸入及びこれらを目的とした貯蔵に関する独占権を育成者に保証するものだが、新たに、収穫物、当該収穫物から直接生産される加工品及び保護される品種に本質的に由来する品種にもその権利が及ぶこととなった。その特例として、新品種開発研究の促進を図り、育成者権は、私的かつ非営利目的の行為、試験目的の行為又は他品種の育成目的の行為には及ばないこととなった。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 私的録音録画補償金制度の見直し

私的録音録画補償金制度（*rémunération pour copie privée*）は、私的使用のための複製により著作権者が失う利益を補償するために、CD等の記録媒体価格に補償金を上乗せする制度である。補償金は、著作権管理団体が記録媒体の製造業者等から徴収し、著作権者に分配される。補償金額は、記録媒体の種類や記録可能時間等に応じて、国と関係当事者の代表で構成される私的複製委員会（*commission copie privée*）が決定する。今回、この決定の正当性を一層強化するために、私的複製の補償金に関する2011年12月20日の法律第2011-1898号が制定された。主な規定は、①違法な複製源からの複製を私的複製の範囲及び補償金制度の対象から除外すること、②補償金額決定において記録媒体の用途を考慮すること、③補償金額及び当該制度の目的を記録媒体購入者に周知すること、④業務目的の記録媒体を補償金制度対象から除外すること等である。

（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 裁判手続の遅延に対する法的救済

迅速な裁判を受ける権利は、基本法でも欧州人権条約でも保障されているが、欧州人権裁判所は、ドイツにおいて裁判遅延の場合の法的救済措置が法律で定められていないことが欧州人権条約違反であるとする判決を 2006 年に下し (No.75529/01)、2011 年末までにこの法の欠缺を補うことをドイツに対して要請していた。これを受けて、裁判手続及び刑事捜査手続の遅延における権利保護に関する法律 (BGBl. I 2011 S.2302) が制定され、2011 年 12 月 3 日から施行されている。同法により、裁判所構成法等が改正され、裁判手続の遅延による具体的な損害が発生しない不利益に対して原則として遅延 1 年ごとに 1,200 ユーロの補償を受けることができることが定められた。補償請求を行うためには、事件を管轄する裁判所に対して 6 か月前に手続遅延の通知をしていることが条件とされている。企業の倒産手続のように具体的な損害が発生する不利益がある場合には、別途補償を受けることができる。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 児童ポルノサイトの削除

2010 年 2 月 22 日に公布された児童ポルノサイトへのアクセスの防止に関する法律(「アクセス防止法」) (BGBl. I S.78) は、児童ポルノサイトへのアクセスの遮断を接続事業者に義務づける内容であった。しかし、遮断措置は迂回されるおそれがあり、被害者のためには削除の方が有効であることから、連邦政府は、試行的に削除を行って検証した後、アクセス防止法の実施を検討することとし、同法は未実施のままであった。検証において、警察とインターネット業界の自主規制機関等が協力し、刑法に触れるサイトがあった場合には刑事訴追手続を開始し、同時にプロバイダーに連絡して当該サイトを削除する要請をした結果、定期的に削除が行われた。外国のサイトについても、削除要請の結果、削除率は 90%を超えた。そのため、アクセス防止法を廃止する法律 (BGBl. I 2011 S.2958) が制定され、2012 年 1 月 1 日に施行された。連邦議会は、連邦政府が 2013 年以降毎年、前年の当該削除の実績を連邦議会に報告することを決議した。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 児童保護の強化

児童虐待の未然防止のために、妊婦や乳幼児の親に対する支援 (早期支援) の強化が必要であるという認識から、児童及び青少年の積極的な保護を強化する法律 (BGBl. I 2011 S.2975) が制定され、2012 年 1 月 1 日に施行された。同法は、児童保護における協力及び情報提供に関する法律を新たに制定し、関連法を改正するものである。児童保護における協力及び情報提供に関する法律では、州又は地域において保健所、学校、警察、労働局、病院、社会問題の相談所等による早期支援のためのネットワークを設けることが義務づけられた。ネットワークの一環として、心理学等の追加教育を受けた助産師

(Familienhebammen) の活用が定められ、そのために、連邦は、2012 年に 3000 万ユーロ、2013 年に 4500 万ユーロ、2014 年以降 5100 万ユーロを負担する。医師、助産師、教師等が職務上、児童虐待存在の可能性を認めた場合には、児童・青少年や親等と話し合い、親に対して支援を受けることを促す。その方法が適切でない場合には、市町村の青少年局に対して情報を提供することとされた。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【イタリア】 財政再建に係る緊急法律命令を議会が承認

モンティ政権発足に伴って暫定的に定められた 2011 年 12 月 6 日の緊急法律命令第 201 号（本誌 250-1 号 p.14.参照）を法律に転換するための法案が、2011 年 12 月 16 日に下院で、同 22 日に上院で承認された。ただし、中小政党からの反対を受け、両院とも賛成票は政権発足時の信任票より減少した。議会審議を経て加えられた修正点には、次のようなものがある。年金制度改革に関しては、物価上昇に伴う年金受給額引上げの凍結（2012 年及び 2013 年）を適用しない範囲を「最低年金額の 2 倍以下」から「同 3 倍以下」に拡大し、手工業及び商業労働者の拠出額を報酬額の 22%へと引き上げるとしていた点を同 24%へと修正している。税制改革に関しては、税務当局に未申告であったが所定の金額を支払うことにより合法化された国外資産への課税を臨時的なものから恒久的なものとし、その課税率を 2012 年は 1%、2013 年は 1.35%、それ以降は 0.4%に改めた。

（連携協力課・芦田 淳）

【スウェーデン】 地方自治体、非営利団体への核廃棄物基金からの補助金の増額

原子力活動から発生する残余生成物取扱のための資金確保措置規則（2008:715）が改正され（2011:1120）、放射線安全機関（放射線防護と原子力安全についての規制機関）が、核廃棄物基金（原発所有発電会社が発電量に応じて拠出。資金は電気料金に上乗せして徴収）から支出する補助金が増額される。原発業者や地方自治体が一般公衆に対して実施する、使用済核燃料や放射性廃棄物の管理と処分に関する情報提供の費用についての補助金額の上限を、1 自治体あたり年間 500 万クロナ（約 5500 万円）から 1000 万クロナに引き上げ、使用済核燃料や放射性廃棄物の管理と処分にかかる施設の用地選定時の環境影響評価書（環境法典で作成が義務付けられる）作成前の関係者協議に参加する非営利団体の活動を支援する補助額の上限は、総額を年 300 万クロナ（約 3300 万円）から 350 万クロナに引き上げる。ただし、1 団体当たりの上限は年 250 万クロナのまま変更はない。この規則は、2012 年 1 月 1 日より施行された。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【スウェーデン】 図書館貸出における著作権者等に対する補償金額の決定

図書館の館外貸出における権利者等に対する補償については、スウェーデン著作権基金に関する規則（1962:652）で定められる。この規則の改定（2011:1236）により、2012 年及び 2013 年の補償金額が決定した。基金はスウェーデン作家協会とスウェーデン画家・写真家協会に対して、この規則で定める補償金を支払う。2012 年からの金額は、1 著作物あたり 1.35 クロナ（約 15 円）となり、2 オーレの値上げとなった。この内、権利者へは 81 オーレ（約 9 円）が支払われる。スウェーデン語からの、又はスウェーデン語への翻訳著作物については、1 著作物あたり 67.5 オーレ（約 7.7 円）となり、権利者へ 40.5 オーレ（約 4.6 円）が支払われる。2012 年の補償金支出は約 1 億 3416 万クロナと予測され、これは前年より約 630 万クロナの増加となる。その要因としては、補償金額の値上げ以外に、貸出数の増加が挙げられている。図書館貸出は無料であるが、返却遅滞や利用予約等の場合、利用者は図書館に料金を支払う。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【ロシア】 タジキスタンと国境警備協力協定を締結

2012年1月5日、メドヴェージェフ大統領は、2011年9月に調印されたタジキスタンとの国境警備協力協定を議会下院に提出し、批准を求めた。同協定では、ロシア国境警備隊が「国境警備協力グループ」としてタジキスタンに駐留することや専門家の育成を行うこと、テロ・宗教的過激派・不法移民・国際犯罪との戦いで協力することなどが盛り込まれている。タジキスタン南部はアフガニスタンに接しており、同地域から麻薬やイスラム過激派がロシアへ流入していることから、ソ連崩壊後もロシアは同国に軍と国境警備隊を駐留させてきた。国境警備隊は2005年夏までに撤退（軍は駐留継続）したものの、依然としてアフガニスタン情勢が不安定であることや、2014年にはアメリカを中心とするNATO（北大西洋条約機構）及びISAF（国際治安支援部隊）のアフガニスタン撤退が予定されていることなどが、今回の国境警備協力協定につながったと見られる。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【ベラルーシ】 国外 Web サイトへのアクセス制限

2011年11月25日、ベラルーシ政府は、国外へのインターネット接続の規制を盛り込んだ2011年度共和国法第317-3号を公布した。同法は2012年1月6日から施行されている。同法によると、ベラルーシの企業や個人企業はすべてベラルーシのドメイン名「.by」を取得するよう義務付けられ、その他のドメイン名を持つサイトを通じて商品を販売したりサービス（電子メールを含む）を提供した場合には10～30基本単位（消費者の購買力を示すベラルーシ独自の指標で、2012年度は1基本単位＝10万ベラルーシ・ルーブル。2012年1月26日現在で約920円）の罰金が課される。コンピュータ・クラブ、インターネット・カフェ、自宅等でインターネット接続を提供し、利用者の違法な接続（「.by」以外のドメイン名を持つサイトの利用）を当局に報告しなかった場合も、5～10基本単位の罰金となる。さらに同法では、ポルノや過激思想を扱うサイトについてはリストを作成し、アクセスを遮断すると定めている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 公認会計士に対する税務士資格の自動付与を廃止

従来、税務士（税理士に相当）の資格については、税務士法第3条の規定により、税務士の資格試験に合格した者、公認会計士及び弁護士に対して与えられていたが、2011年12月29日、韓国国会本会議において、税務士法一部改正法律案が可決され、公認会計士に対して税務士資格を自動的に付与する条項が廃止された。改正前の同法の規定により税務士資格があった者及び弁護士については、引き続き税務士資格が認められる。公認会計士への税務士資格の自動付与は、かつて公認会計士が計理士と呼ばれていた時期を含め、1961年の税務士法制定時から続いてきたが、今回の法改正により50年を経て廃止されることとなった。韓国税務士会のチョン・グジョン会長は、50年の宿願を成し遂げたとして歓迎の意を表したが、韓国公認会計士会のクォン・オヒョン会長は2012年1月3日、平等権、法体系の正当性等、違憲の疑いがあるとして、憲法裁判所への憲法訴願手続を進めることを明らかにした。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】大規模店舗の営業時間制限及び義務的休業日指定

小規模商店を保護するため、2011年12月30日、韓国国会本会議において、大規模店舗等に対し、営業時間の制限及び義務的な休業日の指定を命じることを可能とする流通産業発展法一部改正法律案が可決された。同法により、基礎自治体の長（市長、郡守及び区長）は、必要と認めるときは、大統領令で定める大規模店舗や、準大規模店舗（SSMと呼ばれる企業型スーパー等）に対し、午前0時から午前8時までの範囲内で営業時間を制限したり、毎月1日以上2日以内の範囲で義務的な休業日を指定することができる。営業時間の制限や義務的な休業日の指定に必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、農畜水産物の売上高の割合が51%以上の大規模店舗等であって、当該地方公共団体で定めるものは規制対象外となる。営業時間制限命令や義務的休業日指定命令に違反したときは、3000万ウォン以下の過料が科される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】畜産業許可制等の導入による防疫体制及び競争力の強化

2011年12月29日、韓国国会本会議において、家畜伝染病の防疫体制の強化及び畜産業の競争力強化を目的とした「畜産法一部改正法律案」及び「家畜伝染病予防法一部改正法律案」が可決された。改正畜産法により、種畜業、孵化業、精液等処理業及び一定の基準に該当する家畜飼育業に対して「畜産業許可制」が導入され、家畜商も登録が必要になったほか、国家畜産クラスター（集積地）の支援及び育成に関する条項が新設された。また、改正家畜伝染病予防法により、口蹄疫等の家畜伝染病が全国的に拡大するおそれがある場合は、農林水産食品部長官が、家畜関係者及び関係車両に対して一時的な移動中止命令を出せるようになったほか、家畜、原乳、動物薬品、飼料、家畜糞尿、もみがら及び堆肥の運搬並びに診療、家畜人工授精、コンサルティング、試料採取、防疫及び機械修理のために家畜関連施設に出入する車両のうち、一定の基準に該当する車両に対して登録制が導入された。登録車両には、畜産関係施設の出入を記録できる装置を取り付けなければならない。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】入札法実施条例の制定

入札法実施条例が2011年12月20日の公布を経て、2012年2月1日に施行された（国务院令第613号）。2000年1月に入札法が施行されて以来、公平な競争の推進や公共事業費の節約等の面である程度の成果があったが、近年公開入札を回避する傾向や談合、競争排除行為等、入札に係るさまざまな不正行為が発生しており、入札活動の規制強化を目的として同条例が制定された。同条例は、公開入札とすべき事業範囲を明確化するほか、どのような行為が、談合、競争の制限又は排除、入札募集者と応札者の共謀等に該当するのかを具体的に示している。また、入札評価委員会（落札候補者を推薦し、又は授権されて落札者を直接決定する権限を有する）の委員が不正に選定されることを防止するために、専門家データベースを構築し、無作為に委員を選定すること、委員の不正行為や公務員による入札活動への不当な関与等の行為に対する処罰等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】農村貧困基準の引上げ

2011年11月29日に開催された中央貧困対策開発業務会議で、農村部の貧困基準を2010年の年間純収入1,274元からほぼ倍の2,300元に引き上げることが宣言された。それに伴って、農村部貧困者数は2010年の2688万人から、1億2800万人になり、農村人口に占める割合も2.8%から13.4%となる。同会議は、2020年までに貧困層が衣食の心配がなく、義務教育、医療、住居が保障されることを目標として掲げ、貧困基準の引上げは貧困対策を強化するための措置であると説明している。中央政府は、従来から貧困対策重点県を指定し、各省に対しインフラ整備、産業育成等の貧困対策実施資金を交付し、地方政府も実情に応じた貧困基準を定め対策を実施しており、2001～2010年に中央政府と地方政府が貧困対策に投入した資金は2043億元に達する。また、財務部等により2000年に制定された貧困対策資金管理弁法が、今後の交付金の重点配分地域の指定、用途の方向性の明確化等を盛り込んで改正され、2012年1月1日に施行された。(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

【中国】職業病予防治療法の改正

2002年5月に施行された職業病予防治療法の改正法が2011年12月31日に公布、施行された(主席令第52号)。現在115種の職業病が指定されているが、その発生件数は増加しており、衛生部の統計によれば、2010年に報告された職業病は前年比50%増の27,240件で、その内じん肺が23,812件を占める。旧法に関しては、職業病の予防や治療の責任の所在が不明確であること、認定や患者救済において労働者の保護が不十分であること等の問題が指摘されてきた。新法では、使用者が職業病の予防や治療に全面的な責任を負い必要な資金を投入することを明記し、その監督業務は、安全生産監督部門、衛生行政部門及び労働・社会保障行政部門が担当することとした。また、粉じん作業について、国が別途管理規則を定めること、職業病診断機関の範囲の拡大、労働仲裁による紛争の解決の迅速化、企業倒産等により事業者が存在しなくなった場合に、患者は地方人民政府に対し医療や生活の救助を申請できること等が定められた。(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

【ミャンマー】平和的集会とデモ行進の合法化

ミャンマー国会は、2011年11月24日までに、平和的集会とデモ行進を合法化する法案を可決した。同法では、集会又はデモ行進の実施5日前までの届出義務や実施禁止区域、スローガンや演説者等について規定し、届出なく抗議運動を実施した者には1年の懲役が科される。2007年9月に発生した仏僧を中心とした大規模デモに対する弾圧に見られるように、国民の政治的表現の自由が保障されていなかった同国において、同法案の可決は人権保障において画期的なことといえる。2011年の民政移行後、労働組合結成の自由やウェブサイト閲覧の規制緩和などの法律が制定され、また、政治犯の釈放、カレン民族同盟との停戦合意など、テイン・セイン大統領の進める人権保障と民主化政策は、同国の国際社会への復帰を目指した動きとみられている。2012年に予定されている国会議員補欠選挙には、2011年11月に政党復帰を果たした国民民主連盟からアウン・サン・スー・チー氏が立候補を表明しており、民主化の動きとともに注目される。(海外立法情報課・大友 有)

【オーストラリア】人権(議会精査)法の制定

オーストラリア憲法は、多くの国の憲法と異なり人権憲章に相当する部分がなく、同国では、人権の法的保護をいかに図るかが課題とされてきた。現在の労働党政権は、2007年の政策綱領に基づき、2009年に諮問委員会を設置し、同委員会は、人権法の制定、議会に法案審査委員会を設置することを勧告した。その後政府は、2010年4月に人権保障の枠組みに関する報告書を発表し、オーストラリアが締結した人権関係条約と法律との適合性を審査する委員会を議会に設置すること、差別禁止関係諸法の統合を図ることを提案した。標記法律は、提案のうち前者を実施する目的の法律であり、2011年12月7日に総督の裁可を得て制定された。法律は、全3章9か条で構成され、主な内容は、各議会期に両院合同の人権両院合同委員会を設置すること、委員の数は、各院の議員5名の計10名とすること、委員会の任務は、法案及び法律と人権との適合性を審査し、両院に報告するというものである。

(海外立法情報調査室・矢部 明宏)